

保健センターだより

お問い合わせは
保健センター
電話 42-9055

胸部総合検診・大腸がん検診を

受診しましょう

十月二十日より、市内の各会場で胸部総合検診（結核検診と肺がん検診）と大腸がん検診の容器の配布を行います。今年度の検診をまだ受けていないかたは、都合のよい会場で受診してください。なお、大腸がん検診のみでも受けることができます。

検診の内容

- ・胸部レントゲン撮影
- ・喀たん検査（容器の配布）
- この検査は、問診で自覚症状（血たんなど）のあるかたや50歳以上で、喫煙年数の長いかた及び一日の喫煙本数の多いかたのみを対象とします。
- ・大腸がん検診（容器の配布）

検診の結果

レントゲン撮影の結果は、異常のあるかたにのみお知らせします。また、喀たん検査と大腸がん検診の結果については受診者全員にお知らせします。

料 金

- ・レントゲン検査 2000円
- ・喀たん検査 5000円
- ・大腸がん検診 5000円
- ※喀たん検査と大腸がん検診の料金は、後日、容器の回収会場でいただきます。
- ※老人医療受給者証をお持ちのかたは無料です。また、生活保護世帯のかた及び市県民税の非課税世帯のかたは、申請により減免されます。該当するかたは、検診日の前日までに、印鑑を持参のうえ、保健センターへおい

検診の日程

- ◇10月20日（火）
9時30分～11時15分
保健センター
- ◇10月21日（水）
13時～15時
中央公民館
- ◇10月22日（木）
10時～11時30分
釈迦内公民館
- 13時～14時30分
大館保健所
- ◇10月23日（金）
9時30分～11時15分
保健センター
- 13時～14時30分
中央公民館



市長リポート

No.169



環境条例の

制定にあたって

環境基本条例と環境保全条例は、九月定例市議会で承認され、来年四月から施行されます。本市では今まで、いくつかの環境に関する条例を制定し、環境を守るために積極的な努力を続けてきました。ですが、生活様式の変化などで、これまでの枠組みではカバーできない問題も出てきており、環境条例を制定することになりました。

環境基本条例には、環境問題への市の取り組みや責任のありかた、事業者や市民の責任について盛り込まれています。一方、環境保全条例では、環境保護への具体的な取り組みを述べています。主なものは、空き缶、吸い殻のポイ捨て防止、ベットの適正な管理、騒音等の防止、水質汚染の防止といった規定です。さらには、教育環境としての青少年の健全育成、文化環境としての文化遺産の保護、生活環境としての消費者の保護にまで踏み込んでいます。

環境条例は、市民の皆さんや企業のかたがたのモラルの向上を念頭において作りしました。そのため、違反者に対して指導や勧告ができることにはなっておりますが、環境条例自体には特に罰則規定を設けておりません。しかし、これは同じく来年四月から施行される情報公開条例で補うことが可能です。市民生活を脅かすような著しい行為があったと判断される場合、情報公開の請求によって、違反者の氏名や法人名が開示されるのです。これによって、環境条例の有効性は確保できるものと考えています。

大館のすばらしい自然を汚さずに次の世代に渡してやるのが今住んでいる私たちの役割でもあります。これには、市民一人ひとりの心がけが必要です。それを補う形で環境条例が市民生活の向上に必ず役立つものと期待しています。

小 田 元